

# 八王子支部ニュース

Tel: 042(623)1141 Fax: 042(627)8741

E-mail: sensei@tokyoso-hachioji.com & hachioji-tu@nifty.com



## 教育要求を市へ申し入れました

11月19日、都教組も加盟する八王子総行動実行委員会は、八王子市教育委員会へ『教育に関する要望書』を提出しました。以下の重点要求については、都教組八王子支部役員より要求個別に説明と質疑を行いました。市側も18時から約1時間にわたって、担当課長などが質疑に対する説明を行いました。後日、20の要求項目について書面にて回答があります。(以下、重点要求項目抜粋)



1. 全小中学校の体育館にエアコンを設置してください。また、設置された学校では教育活動に使用できるようにしてください。
2. コロナ禍で感染予防にかかわる業務やオンラインにかかわる業務が急増しています。市教委として各校の状況を把握し、適切な業務量の管理をしてください。
3. 新年度が始まってから市教委から実施を求められるものは学校にさらなる負担となるのでやめてください。(今年はオリパラのプレゼント作成など)
4. すべての小中学校の図書館に専門、正規、専任の学校司書の配置を現在の週1日から毎日に増やしてください。また、「読書の町八王子」にふさわしい学校図書館のための予算をさらに増額してください。
5. 特別支援教室のガイドライン変更について、東京都へ撤回を求めてください。自治体として現在の職員配置を維持するよう都教委へ申し入れをしてください。また、原則の指導期間を設けないように都教委へ申し入れをしてください。

## 異動・パワハラ相談・教育実践交流で今年度9名の加入 (11月末現在)

都教組八王子支部の事務所にはハラスメント、人事異動、公務災害などの労働相談、法律相談、また日々の教育実践での悩みや保険などの福利厚生まで、教職員の皆さんから様々な相談が寄せられます。

現職の教職員である支部役員や専任の弁護士さんが、解決の糸口を一緒になって親身に考えます。ハラスメントや人事異動では、市教委や都教委にも実情を伝え対応します。皆さんのそばにある都教組は教職員のための『労働組合』です。『教職員の労働条件にかかわる要求』と『教育にかかわる要求』の二つの要求が両輪となって運動を進めます。そして、仲間を増やすことは運動を進める、何よりも大きな力になります。支部からのポケットティッシュとミニチラシを活用して対話を進めましょう!

**組合加入・共済加入に向けた職場で集まりを!** ※援助金申請可 | 回 3000円何回でも可

**未加入の方へポケットティッシュとミニチラシを、できれば一声かけて手渡しを**

つながろう八王子

～ミニ実践講座&おしゃべり会

### 中学校の学級づくり

・内容: 20代、中二担任の実践レポートから考える。

『中二の三学期は中三のゼロ学期?』

・日時: 1月19日(水) 18時30分～

・場所: 南大沢文化会館第三会議室

### 組合の教採勉強会

・対象: 学校現場にいて、これから教員採用試験を受けようと思っている皆さん、受験者をサポートしようと思っている皆さん

・内容: 月に一回程度集まり情報交換や論文、面接、集団面接の実践研修等

・日時: 12月26日(日) 18時～

・場所: 南大沢文化会館第一会議室

# 3学期支部委員会

・日時 1月26日(水)18時～19時30分

・場所 クリエイトホール第7会議室

・内容 『定年延長について』

学習『公務災害について』

支部役員選挙について

・ズームあり

## 毎年、都労連妥結前日に教育委員会から出される

### 「教職員の皆さんへ」についての支部見解（1）

八王子市教育委員会から11月10日付けで、『今日職員の皆さんへ』というお知らせが今年もありました。「職員団体の指令などにより上司の承認なく勤務しない等の行為は、違法であり公務員として許されない行為です。また、学校の正常な運営に支障をきたすものであり、児童・生徒、保護者および市民の信頼を裏切るものであります。」という例年通りのものです。これは、組合が団体交渉権を行使しストライキを行うことをけん制する意味で出された文章であり、いかに不当であるかということ、教職員組合として中学校社会教科書を使って丁寧に説明いたします。

### 11月10日から11日は都労連の回答日

賃金や労働時間、定年や休暇の制度などは「労働条件」といって、「使用者」と「労働者」が対等に話し合って決める、と労働基準法という法律で定められています。（資料Ⅰ）

刑事裁判に検察官と弁護士という立場があるように、労働条件も両者が自分の立場を主張するのです。東京都では、使用者側代表として副知事と都庁人事局などの担当者、労働者側代表として「都労連」という組織の代表者が話し合います。「都労連」は、教員だけでなく、都庁や各地の都立の施設、都営交通や水道局、都立病院や保健所などの組合の代表で組織されています。毎年11月中旬、話し合い＝交渉が行われます。

今年は11月10日の夜から11日の明け方まで行われ、都が都労連の要求項目に回答する最終日でした。決着がつかなければストライキもあり得るので、毎年このお知らせが出されるわけです。

#### 資料Ⅰ 労働基準法の主な内容

中学社会公民(教育出版)p142

労働条件	労働者と使用者が対等の立場で決める。
賃金	男女同一賃金の原則、最低賃金の保障。
解雇の予告	30日以上前に予告する。
労働時間	週40時間以内、1日8時間以内。
休日	毎週少なくとも1日の休日。
最低年齢	15歳未満の児童の雇用禁止。
産前産後(女性)	産前6週間、産後8週間の休業を保障。

### 私たち都教組組合員は

「学校の正常な運営に支障をきたすこと」は行いません

児童・生徒、保護者及び市民の信頼を裏切ることは行いません

但し、教員のストライキは、単純に仕事をしないで職場を抜ければ、子どもを巻き込むことになるので私たちはストライキは行いません。授業も、その他の活動も、放置したりしません。きちんと授業を行います。しかし、ストへの参加の意志表示を署名で行います。参加者として報告もされ、賃金カットも受けます。都労連のストがあっても、子どもと教育活動を放り出すことは絶対に行いません。私たち都教組は子どもを巻き込むことのない「保護要員を置く」という闘い方を選択しました。都教組が日教組に入っていた頃、この闘い方で日教組本部と激しく対立しました。裏切りだ、「スト破りだ」と非難されました。工場などのストライキは、生産を止めて使用者の利益を減らすことで有利な妥結を導こうとするものです。しかし、私たちのストライキはそうした効果を求めるものではなく、「団結の意志表示」です。だから、こうした闘い方も成り立つのです。日教組は「連合」の傘下に入ったので私たちは分かれ、「全教」「全労連」を作りました。東京から始まった子どもを巻き込まない「保護要員を置く」という闘い方は、「全教」「全労連」の教職員組合では常識になっています。

～次号に続く～